

■ 町民参画手続の実施状況（平成26年度、安平町町民参画推進条例施行後の実績）

対象期間：平成26年12月26日～平成27年3月31日

(1)パブリックコメント

No.	事業名称及び担当課	概要	募集期間	周知方法	対象	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	安平町健康増進計画 「健康あびら21」(第2次) 【健康福祉課】	市町村健康増進計画、食育計画、歯科保健計画、母子保健計画を網羅した生活習慣病予防に視点をおいた活動を展開するための計画	平成27年1月21日 ～平成27年2月10日	HP 広報紙 庁舎閲覧	町内	0件	HP、窓口閲覧・配布 27年3月議会	安平町地域福祉総合検討推進会議(保健部会)でも意見聴取している
2	安平町子ども・子育て支援事業計画 【教育委員会】	平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行にあたり、今後5年間に おける安平町の子ども・子育てを取り 巻く福祉、教育、保健、医療、環境、 住宅などのあらゆる施策を総合的かつ 計画的に推進するための指針とする ための計画	平成27年1月21日 ～平成27年2月13日	HP 広報紙 庁舎閲覧	町内	1件	HP、窓口閲覧・配布	条例施行前から、子ども・子育て会議でも意見聴取している

(2)アンケート調査  
該当事業なし

(3)モニター制度  
該当事業なし

(4)町民説明会  
該当事業なし

(5)ワークショップ

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	・町民参画の理解促進 ・道の駅建設 (町民参画推進事業「あびら夢・ 未来100人町民フォーラム」) 【企画財政課】	町民参画推進条例の施行に伴う推進事業として、また道の駅を題材とした町民意見収集の機会として	平成26年11月16日	無作為抽出、HP、広報紙、団体等案内	町内	84名	HP 広報紙	ただし、条例施行前のプレ事業として実施

(6)審議会等において意見聴取を行ったもの

No.	事業名称及び担当課	概要	審議会の名称・開催日	第6条第1項の該当、審議内容等	結果の公表状況
1	安平町介護保険条例の一部改正 【健康福祉課】	第6期介護保険事業における給付等に対応した保険料の改定等を行うもの	安平町地域福祉総合検討推進会議(介護保険部会) H27.2.19(部会)	第6条第1項第5号(住民生活影響)に該当しているが、第2項第5号(金銭徴収)に該当しているため、町民参画が必須ではないが、左記の会議において意見を聴取している。	平成27年3月定例会へ上程し、議決された。
2	安平町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定【健康福祉課】	国の定めを参酌し、事業者が実施する介護予防事業に係る基準を定めるもの	安平町地域福祉総合検討推進会議(介護保険部会) H27.2.19(部会)	第6条第1項第5号(住民生活影響)に該当しているため、左記の会議において意見を聴取している。	平成27年3月定例会へ上程し、議決された。

3	安平町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定 【健康福祉課】	これまで国の要綱により設置してきた地域包括支援センターについて、地域分権一括法により市町村条例により定めることとされたもの。	安平町地域福祉総合検討推進会議(介護保険部会) H27.2.19(部会)	第6条第1項第5号(住民生活影響)に該当しているため、左記の会議において意見を聴取している。	平成27年3月定例会へ上程し、議決された。
---	--	--	---	--	-----------------------

**(7) 条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの**

No.	名称及び担当課	概要	条例第6条第1項の該当	実施しなかった理由(条例第6条第2項による省略)・判断日等
1	安平町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の制定 【教育委員会】	従来の「入所児童保育料徴収条例」に替わる子ども・子育て支援法に基づく新たな保育料等の徴収根拠(低所得軽減、多子軽減)	5号該当(住民生活影響) 判断日平成27年2月20日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施せず。
2	安平町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の制定 【教育委員会】	正当な理由なく、新たな給付制度への移行に係る調査等を拒むなどの不誠実な対応を行う幼稚園・保育所事業者、保護者などに対し、市町村が条例により過料を科するもの。	3号該当(権利義務) 判断日平成27年2月20日	第2項第3号(法令基準)に該当のため実施せず。
3	安平町行政手続条例の一部改正 【総務課】	法改正の趣旨にのっとり、住民が法律の要件に該当しない市町村の行政指導について中止等を求めることができる新たな制度を定めるもの。	3号該当(権利義務) 判断日平成27年2月18日	第2項第3号(法令基準)に該当のため実施せず。
4	安平町手数料条例の一部改正(27.3月議会議決分) 【総務課】	サービス向上に資するよう、住民・戸籍に係る証明書の交付事務について、従来1枚につき200円であった手数料を、1通につき200円に改正するもの	3号該当(権利義務) 判断日平成27年2月18日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施せず。 *サービス向上(従来は、4人家族全員の住民票を交付する場合4枚=800円だったが、1通として200円で交付することになる。)
5	安平町立へき地保育所条例の一部改正 【教育委員会】	従来の「入所児童保育料徴収条例」に替わる子ども・子育て支援法に基づく新たな保育料等の徴収根拠(低所得軽減、多子軽減)	5号該当(住民生活影響) 判断日平成27年2月20日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施せず。
6	安平町普通河川管理条例の一部改正 【建設課】	道路法施行令の改正による占用料の改定に伴う普通河川敷地における占用物に係る占用料の改定を行うもの。	3号該当(権利義務) 判断日平成27年2月16日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施せず。
7	安平町立追分幼稚園条例の一部改正 【教育委員会】	従来の「入所児童保育料徴収条例」に替わる子ども・子育て支援法に基づく新たな保育料等の徴収根拠(低所得軽減、多子軽減)	5号該当(住民生活影響) 判断日平成27年2月20日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施せず。

8	安平町立はやきた子ども園条例の一部改正 【教育委員会】	従来の「入所児童保育料徴収条例」に替わる子ども・子育て支援法に基づく新たな保育料等の徴収根拠(低所得軽減、多子軽減)であるとともに、預かり保育制度の見直しによるサービス向上を図るもの。	5号該当(住民生活影響) 判断日平成27年2月20日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施せず。
9	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画(案) 【農林課】	日本型直接支払制度の法制化に伴い、道が定める基本方針に即して、多面的機能の発揮を促進するために町が定める計画	1号該当(計画策定) 判断日平成27年2月18日	第2項第3号(法令基準)に該当のため実施せず。道が定める基本方針に即して策定すべきもの。
10	安平町地域材利用推進方針(案) 【農林課】	北海道地域材利用推進方針に則し、地域材の公共建築物等への利用の促進に関する事項等を定めるもの	1号該当(計画策定) 判断日平成27年3月26日	第2項第3号(法令基準)に該当のため実施せず。北海道材の需要拡大は、道内市町村が一体となって取り組むことが必要であり、公共建築物等における木材の利用の推進に関する法律の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して定めるものであることから、町民参画手続は実施しないこととした。

\* 条例第6条第2項第3号(緊急に行う必要があるもの)に該当する案件は0件